

議案第58号

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税免除の要件）</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の生産設備等で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで若しくは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに規定する資産又は旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項及び第2項に規定する構造設備に限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの</p>	<p>（課税免除の要件）</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の生産設備等で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで若しくは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに規定する資産又は旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項から第3項までに規定する構造設備に限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

